

無料検査に係る Q&A

(令和4年9月2日 第6版)

目次

1 検査の実施（検査実施事業者向け）

番号	質問事項	ページ
Q1-1	検査実施事業者として想定されているのは、どのような事業者ですか。	7
Q1-2	薬局にはいわゆるドラッグストアを含みますか。	7
Q1-3	いわゆるドラッグストアに併設された薬局が実施事業者として登録されている場合、当該薬局がドラッグストアのエリアにおいて無料検査の事業を行うことはできますか。	7
Q1-4	「ワクチン検査パッケージ制度・対象者全員検査等登録事業者」には具体的にどのような者が想定されますか。	7
Q1-5	①医療機関、②衛生検査所及び③薬局で行った検査と、④ワクチン検査パッケージ制度・対象者全員検査等登録事業者で行った検査には、違いがありますか。	8
Q1-6	商店街での利用を念頭に、商工会議所などがその入口において検査（PCR等・定性検査）立会いを行うといった取組は可能ですか。	8
Q1-7	飲食店やイベント事業者が、検査場所を設置する場合も登録が必要ですか。	8
Q1-8	「ワクチン検査パッケージ制度・対象者全員検査等登録事業者」が、卸売販売業者から抗原定性検査キットを購入するにはどのようにしたらよいですか。	8
Q1-9	事業者が事業又は福利厚生等の一環として、従業員に検査を受けさせることは、なぜ無料化の対象事業には含まれないのですか。具体的にどのような場合が想定されますか。	9
Q1-10	検査管理者とはどんな者をいいますか。	9
Q1-11	検査管理者研修はいつ実施されますか。	9
Q1-12	無料検査に係る事務のうち、検査実施事業者が検体採取への立会い事務を、第三者に委託等することはできますか。	10
Q1-13	無料検査に係る事務のうち、検査や検査受検者への結果通	10

	知書等の発行等の事務を、第三者に委託等することはできますか。	
Q1-14	登録完了通知書が発行される前に検査を実施してもよいですか。	10
Q1-15	登録申請から登録通知までには、何日程度かかりますか。また、その間に検査を実施することは可能ですか。	10
Q1-16	検査は原則として予約不要とあるが、検査受付日（曜日）、受付時間帯は事業者が任意に設定可能ですか。	10
Q1-17	検査受付の際に身分証明書等の提示を求めている趣旨は何ですか。	11
Q1-18	検査に必要となる費用が補助上限単価を超えた場合、受検者に対し費用負担を求めてもよいですか。	11
Q1-19	検査の拠点において、検査キットが品切れ等することにより、検査の受付ができなくなることは許容されますか。	11
Q1-20	検査キットの流通状況により、実施計画書に記載した以外の検査キットを入手し、検査を実施する場合には、実施計画の変更が必要ですか。	11
Q1-21	オンライン方式のときに、相手側の突然のキャンセル等で立ち会いが実施できなくなる場合が想定されますが、その場合はどのように取り扱われますか。また、どのような対応が想定されますか。	11
Q1-22	検査結果通知書の記載事項としての「使用した検査試薬又は検査キット名」とは、全ての試薬等を記載する必要がありますか。例えば核酸抽出作業をしていたらその試薬も記載するのですか。	12
Q1-23	検査の結果が陽性であった場合、検査機関が当該検査結果を連携医療機関に連絡し、連携医療機関の医師が本人の状況を確認（診断）して陽性判断を行うことはできますか。	12
Q1-24	検査の結果が陽性であった場合、保健所に対する届出は必要ですか。	13
Q1-25	検査結果（PCR 等、抗原定性検査キット）が判定不能となり、再検査を行った場合、補助金の申請時は合計数で計上できますか。	13
Q1-26	検査結果通知書を複数枚発行してよいですか。	13
Q1-27	検査の結果が陽性であった場合、診療所等で再検査が必要ですか。	13

Q1-28	抗原定性検査を実施する場合、研究用キットを使用して、結果通知書を発行してよいですか。	14
Q1-29	無料検査対象外の人に対して有料で検査を受け付けてよいですか。	14
Q1-30	有料で検査をした場合、料金は決まっていますか。	14
Q1-31	週次報告の入力画面にたどり着けません。	14
Q1-32	週次報告用のIDとパスワードが分かりません。	14

2 補助金の交付（検査実施事業者向け）

番号	質問事項	ページ
Q2-1	無料検査用に購入した検査キットが余っている場合には、検査キットの購入費は補助金の交付対象になりますか。	16
Q2-2	登録完了通知書が発行される前に購入した検査キットを使用して検査を実施しても、補助金の対象となりますか。	16
Q2-3	有料検査で受け付けた場合、補助金の申請は可能ですか。	16
Q2-4 （再掲）	検査に必要な費用が補助上限単価を超えた場合、受検者に対し費用負担を求めてもよいですか。	16
Q2-5	1回当たりの検査キット原価の上限額が、令和4年4月1日、7月1日、9月1日に変更されていますが、上限額は、仕入日、検査実施日のうち、いずれを基準として判断すべきですか。	16
Q2-6	令和4年9月1日以降における1回当たりの「検査キット原価」及び「その他経費」の上限額を算出する際に、「検査回数」及び「月換算」について、どのように考えればよいですか。	16
Q2-7 （再掲）	検査キットの流通状況により、実施計画書に記載した以外の検査キットを入手し、検査を実施する場合には、実施計画の変更が必要ですか。	17
Q2-8 （再掲）	オンライン方式のときに、相手側の突然のキャンセル等で立ち会いが実施できなくなる場合が想定されますが、その場合はどのように取り扱われますか。また、どのような対応が想定されますか。	17
Q2-9 （再掲）	検査結果（PCR等、抗原簡易キット）が判定不能となり、再検査を行った場合、補助金の申請時は合計数で計上できますか。	17

Q2-10	無料検査申込書はかなりの枚数になりますが、全て写しを作成して提出しなければいけませんか。	18
Q2-11	検査結果（PCR 等、抗原簡易キット）が判定不能となり再検査を行った場合、補助金申請における検査件数と、週次報告の件数が一致しませんが、それでもよいですか。	18
Q2-12	補助金の検査体制整備分について、無料検査事業の募集前に購入した備品等を無料検査事業のために使用する場合、その購入費用は対象となりますか。	18
Q2-13	補助金の検査体制整備分に関して、実施事業者がPCR検査機器等高額な設備等を整備する際に留意すべきことは何ですか。	18
Q2-14	補助金の検査体制整備分に関して、既に令和3年度分としての体制整備費の交付を受けていますが、令和4年度も体制整備費の交付を申請することができますか。	19
Q2-15	補助金の検査体制整備分の交付申請に際して必要となる添付書類は何ですか。	19

3 無料検査の受検（主に検査を受ける方向け）

番号	質問事項	ページ
Q3-1	検査結果の「有効期限」は何日ですか。	20
Q3-2	「無症状者」が対象とありますが、症状とは具体的にどのような症状ですか。	20
Q3-3	陽性者に接触した場合でも、症状がなければ無料検査を受検できますか。	20
Q3-4	濃厚接触者ですが、無料検査を受けることができますか。	20
Q3-5	濃厚接触者としての待機期間が終わりましたが、他者に感染させることが不安に感じる場合や、職場、取引先などから検査で陰性を確認するように求められている場合には、無料検査を受けることができますか。	20
Q3-6	ワクチンを3回接種済みですが、無料検査の対象となりますか。	20
Q3-7	「地方公共団体や民間事業者等による検査結果確認の取組」に応じるために検査を受ける場合は、無料検査の対象となりますか。	21
Q3-8	「地方公共団体や民間事業者等による検査結果確認の取	21

	組」とは具体的にはどのような取組が想定されますか。	
Q3-9	帰省のために親族等から求めがあって検査を行う場合は無料検査の対象ですか。	22
Q3-10	イベントに参加するために、自己意思で検査を受けたいが、イベント主催者から陰性結果を要求されていない。その場合は、無料検査の対象となりますか。	22
Q3-11	施設に入所している家族に面会する際に、本人や施設から陰性の検査結果を求められた場合は無料検査の対象となりますか。	22
Q3-12	長野県外に住んでいますが、無料検査の対象となりますか。	22
Q3-13	感染拡大傾向時の一般検査事業に係る無料検査は、住所地で受検する必要がありますか。	22
Q3-14	居住実態は長野県内ですが住民票がない場合は、何を本人確認書類とすればよいですか。	23
Q3-15	飲食、イベント又は旅行・帰省等の活動に際し、検査結果通知書を求められた場合でも、同時に感染拡大傾向時の一般検査事業に係る無料検査の要件に合致している場合は、一般検査事業としての無料検査を受けることはできますか。	23
Q3-16	無料検査はどこで受けられますか。	23
Q3-17	ドライブスルー方式で検査している事業者では、自動車がないと検査を受けられないのですか。	23
Q3-18	PCR 検査の際には、スマートフォンや電子メールアドレスが必要なのですか。	24
Q3-19	未就学児（概ね 6 歳未満）は、無料検査の対象ですか。	24
Q3-20	本人確認書類（身分証明書）とは具体的に何ですか。	24
Q3-21	PCR 検査の結果はいつ出ますか。	25
Q3-22	抗原定性検査（簡易キット）の結果はいつ出ますか。	25
Q3-23	「感染状況が拡大傾向にある時」に一般検査事業を開始する時期や、一般検査事業を終了する時期はいつですか。どのように周知されますか。	25
Q3-24	会社等、事業者として、職員に定期的に受検させることは可能ですか。	25
Q3-25	無料検査は、この先いつまで受けることができますか。	25

Q3-26	無料検査を受検したところ、診断書は有料だといわれましたが、なぜですか。	25
-------	-------------------------------------	----

1 検査の実施（検査実施事業者向け）

Q1-1 検査実施事業者として想定されているのは、どのような事業者ですか。

検査実施事業者には、①医療機関、②衛生検査所、③薬局及び④ワクチン検査パッケージ制度・対象者全員検査等登録事業者を想定しています。

Q1-2 薬局にはいわゆるドラッグストアを含みますか。

薬局とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項に定める「薬局」を指しており、単に店舗販売業（第25条第一号）の許可を受けた者（いわゆる「ドラッグストア」）等を含みません。

ただし、いわゆるドラッグストア等であっても、薬局を併設している場合には、当該薬局が、無料検査の対象となるPCR検査等や抗原定性検査の立会いを行うことができます。

Q1-3 いわゆるドラッグストアに併設された薬局が実施事業者として登録されている場合、当該薬局がドラッグストアのエリアにおいて無料検査の事業を行うことはできますか。

無料検査の事業を実施する場所については、国の実施要領に遵守すべき事項を記載していますが、これらの事項を満たす限り、必ずしも薬局のエリア内で当該事業を実施しなければならないわけではなく、いわゆるドラッグストア等のエリアにおいて、当該事業を実施することも差し支えありません。

Q1-4 「ワクチン検査パッケージ制度・対象者全員検査等登録事業者」には具体的にどのような者が想定されますか。

ワクチン検査パッケージ制度・対象者全員検査等登録事業者としては、具体的に以下の事業者を想定しています。

- ワクチン検査パッケージ制度又は対象者全員検査を適用する旨を都道府県に登録した飲食店やイベント主催者等の事業者
- 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の取扱いについて」（令和3年12月22日付内閣府地方創生推進室・内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡）の1に定める規定に基づきチェックリストを都道府県に提出した事業者
- 観光庁がワクチン・検査パッケージを活用した施策を実施する場合において、当該施策としてツアーを実施しようとする旅行業者及び宿泊サービスを提供

しようとする宿泊業者であり、観光庁又は観光庁が指定する者に登録した事業者

Q1-5 ①医療機関、②衛生検査所及び③薬局で行った検査と、④ワクチン検査パッケージ制度・対象者全員検査等登録事業者で行った検査には、違いがありますか。

④のワクチン検査パッケージ制度・対象者全員検査等登録事業者の実施した検査結果は、当該事業者の提供するサービスを利用するための使用に限定されます。

Q1-6 商店街での利用を念頭に、商工会議所などがその入口において検査（PCR等・定性検査）立会いを行うといった取組は可能ですか。

検査又は立会いを行うことができる実施事業者は医療機関、薬局、衛生検査所等又はワクチン検査パッケージ制度・対象者全員検査等登録事業者に限定されているため、これら以外の者の行う質問のような取組を補助金の対象とすることはできません。

ただし、薬局等が、商店街組合や商工会議所と協力して、商店街での利用を念頭とした検査の立会い場所を設けることは可能です。

Q1-7 飲食店やイベント事業者が、検査場所を設置する場合も登録が必要ですか。

飲食店やイベント事業者が検査場所を設置して、無料検査を実施する場合は、実施事業者の登録が必要です。

あらかじめ、飲食店等は、信州の安心なお店応援キャンペーン事務局へワクチン・検査パッケージの登録申請をしてください。また、イベント事業者は、長野県危機管理部へ感染防止安全計画の提出等を行ってください。

その上で、ワクチン検査パッケージ制度・対象者全員検査等登録事業者としての登録をする必要があります。

Q1-8 「ワクチン検査パッケージ制度・対象者全員検査等登録事業者」が、卸売販売業者から抗原定性検査キットを購入するにはどのようにしたらよいですか。

「ワクチン検査パッケージ制度・対象者全員検査等登録事業者」は、「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱」（令和3年11月19日内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室）の別紙2の確認書を卸売販売業者に提出することで、抗原定性検査キットを購入することができます。

- ・参考：「抗原簡易キットの販売先について（その3）」（令和3年11月19日厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡）

Q1-9 事業者が事業又は福利厚生等の一環として、従業員に検査を受けさせることは、なぜ無料化の対象事業には含まれないのですか。具体的にどのような場合が想定されますか。

実施事業者が、自らの事業又は福利厚生等の一環として、従業員に検査を受けさせる場合、当該費用は本来当該事業者が経営又は福利厚生等のための費用として負担すべき費用であり、公費を投入すべき理由がないためです。

具体的には、事業者が従業員に指示して、本事業における無料検査を受けさせることが想定されます。

Q1-10 検査管理者とはどんな者をいいますか。

検査管理者は、検体採取の方法、採取の立会いの注意点、検査の実施方法、結果通知書の発行までの流れを理解している者の他、検査の受付時の注意点（例えば、身分証明書等での本人確認が必要な事や陽性時の対応など）、消毒方法、廃棄物の処理方法など検査に関する留意事項を理解している者を指します。

検体採取の立会い（抗原定性検査の場合は、結果判定までを含む）は、検査管理者が行います。

Q1-11 検査管理者研修は、実施されますか。

検査管理者研修の実施予定はありません。検査管理者として定める方については、抗原定性検査は、厚生労働省ホームページ「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン等について」に基づき対応してください。PCR検査等は「PCR検査等のための検体採取の立会い等に係る留意事項」を十分了知の上、適切に対応してください。

以下を参考に各検査実施事業者において自主研修を行ってください。

- ・PCR検査等のための検体採取の立会い等に係る留意事項

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kansensho-taisaku/vtp/documents/pcrryui.pdf>

- ・ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱

https://www.pref.nagano.lg.jp/kansensho-taisaku/vtp/documents/kougenteisei_jisshi.pdf

- ・医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kansensho->

taisaku/vtp/documents/iryoujyuujsiyahuzaiji.pdf

- 医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン <理解度確認テスト>

[https://www.pref.nagano.lg.jp/kansensho-](https://www.pref.nagano.lg.jp/kansensho-taisaku/vtp/documents/iryoujyuujsiyahuzaijitest.pdf)

taisaku/vtp/documents/iryoujyuujsiyahuzaijitest.pdf

Q1-12 無料検査に係る事務のうち、検査実施事業者が検体採取への立会い事務を、第三者に委託等することはできますか。

検査の立会いは、無料検査事業の中核的事務であり、実施主体を実施要領上、限定しています。そのため、同事務を検査実施事業者が第三者に委託等することはできません。

Q1-13 無料検査に係る事務のうち、検査や検査受検者への結果通知書等の発行等の事務を、第三者に委託等することはできますか。

「検査」を検査機関に委託等すること、「検査受検者への結果通知書等の発行等」を第三者に委託等することはいずれも可能です。

例えば、薬局が検査実施事業者として登録されている場合は、検査機関に送る検体を薬局の立会の下で採取し、検査及び結果通知の作成を検査機関に委託し、検査結果は検査機関から直接受検者へ通知される場合が想定されます。

なお、検査実施事業者は、結果通知書等を有効に活用できる期間に照らし、時間的余裕をもって受検者に結果通知が行われるよう留意してください。

Q1-14 登録完了通知書が発行される前に検査を実施してもよいですか。

登録完了通知後に開始してください。登録完了通知前の検査については補助金の対象になりません。

Q1-15 登録申請から登録通知までには、何日程度かかりますか。また、その間に検査を実施することは可能ですか。

申請から登録完了通知までの目安は2～3日程度としています。検査は登録完了通知後に開始してください。

Q1-16 検査は原則として予約不要とあるが、検査受付日（曜日）、受付時間帯は事業者が任意に設定可能ですか。

可能です。

また、日ごとに実施できる検査の件数が限定される場合や、検査実施事業者が病院など予約を受けて対応することが通常である事業者の場合には、予約制と

することも可能です。

Q1-17 検査受付の際に身分証明書等の提示を求めている趣旨は何ですか。

身分証明書として、運転免許証、マイナンバーカード等の公的証明書又は健康保険証や学生証等の提示を求めるのは、検査申込書に記載された氏名と照合して本人確認、一般検査事業の際の県内居住の確認及び年齢確認が必要な場合の確認を行うためです。

なお、検査受検者の氏名等については、検査の適正な利用の確認や陽性者への対応のため、県から報告を求めることがあります。

Q1-18 検査に必要となる費用が補助上限単価を超えた場合、受検者に対し費用負担を求めてもよいですか。

上限額を超えた場合は事業者負担となります。

なお、本事業において受検者に負担を求めることはできません。検査経費について、受検者に一部でも自己負担を求めた場合には、補助金の交付対象外の検査＝自費負担の検査となります。

Q1-19 検査の拠点において、検査キットが品切れ等することにより、検査の受付ができなくなることは許容されますか。

検査キットの品切れにより、検査を実施できないことはやむを得ないことですが、検査の申込をお断りする場合には、検査を受けられる別の薬局をご案内する等のご対応をお願いします。

Q1-20 検査キットの流通状況により、実施計画書に記載した以外の検査キットを入手し、検査を実施する場合には、実施計画の変更が必要ですか。

当該検査キットが薬事承認されたものであるなど使用要件を満たすものであれば、実施計画の変更申請は不要です。

ただし、検査キットの仕入れ価格（単価）が、補助金の上限を超える分については、補助金の支給対象とはなりませんのでご注意ください。

Q1-21 オンライン方式のときに、相手側の突然のキャンセル等で立会いが実施できなくなる場合が想定されますが、その場合はどのように取り扱われますか。また、どのような対応が想定されますか。

無料検査の対象となる検査は、立会いを条件としているため、立会いが実施できなくなった場合は、補助金交付の対象外となります。

オンライン方式で実施する場合は、デポジット方式や立会い不実施の場合の

求償など、各実施事業者において工夫してください。

Q1-22 検査結果通知書の記載事項としての「使用した検査試薬又は検査キット名」とは、全ての試薬等を記載する必要がありますか。例えば核酸抽出作業をしていたらその試薬も記載するのですか。

検査方法ごとに以下の事項を記載することが必要です。

- PCR 検査等（LAMP 法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。）：検出試薬
- 抗原定性検査
 - －抗原定性検査キットを用いる場合：当該検査キット
 - －抗原定性検査キットに代えて測定装置たる医療機関を用いる場合：当該装置で用いる試薬

実際の記載にあたっては、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）の承認情報」に掲載されている品目名などを記載してください（※）。

※参考：厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）の承認情報」（体外診断用医薬品のうち、使用目的又は効果として、SARS-CoV-2 の検出（COVID-19 の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認されたもの）https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html

※PCR 検査等については、薬事承認等された検査試薬を用いることとしており、具体的には以下に示された検査試薬を用いることとしています。

- 「病原体検出マニュアル 2019-nCoV」
<https://www.niid.go.jp/niid/images/lab-manual/2019-nCoV20200319.pdf>
- 「臨床検体を用いた評価結果が取得された 2019-nCoV 遺伝子検査方法について」
<https://www.niid.go.jp/niid/images/lab-manual/2019-nCoV-17-current.pdf>

Q1-23 検査の結果が陽性であった場合、検査機関が当該検査結果を連携医療機関に連絡し、連携医療機関の医師が本人の状況を確認（診断）して陽性判断を行うことはできますか。

検査結果通知書等に記載された結果それ自体を確定診断として取り扱うことはできません。

ただし、PCR 検査等（LAMP 法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。）に

よる検査結果については、当該結果も踏まえつつ、医師が自らの診断に基づき、陽性の確定診断を行うことは可能です。

なお、無症状者に対する抗原定性検査による検査結果は、確定診断のために用いることは推奨されません。

Q1-24 検査の結果が陽性であった場合、保健所に対する届出は必要ですか。

検査において、結果が陽性である場合には受検者は速やかに受診することとしており、申込書で同意の上で受検していただいています。検査実施事業者から保健所に届け出ることは必要ありません。

ただし、ながの電子申請サービスを通じて、県あてに陽性者の報告をしてください。（報告方法は、事業者登録完了通知書の別紙2を参照願います。）

なお、医療機関においては、医師が陽性と診断した場合は感染症法（第12条第1項）に基づき保健所に届出を行わなければなりません。このことは、検査機関等の連携医療機関の医師により診断を受けた場合も同様です。

Q1-25 検査結果（PCR等、抗原定性検査キット）が判定不能となり、再検査を行った場合、補助金の申請時は合計数で計上できますか。

1回目の検査で判定不能の結果が出たのち、再検査を行った場合には、1回目と再検査のそれぞれについて1件として実施件数を計上してください。

なお、申込書は補助金交付申請の際の証拠書類となりますので、補助金の適正な申請を担保するために、再検査を行う場合には無料検査申込書を改めて作成してください。（この方法によれない場合には、1回目の検査申込書に、判定不能により2回目の検査が必要になった旨を分かりやすく記載しておいてください。）

Q1-26 検査結果通知書を複数枚発行してよいですか。

ワクチン検査パッケージ制度又は対象者全員検査等では、検査結果通知書を提示するよう求めることとされており、「提出」することは想定されていませんので、1件の検査につき、1枚の検査結果通知書の発行となります。

Q1-27 検査の結果が陽性であった場合、診療所等で再検査が必要ですか。

検査結果は、あくまでもワクチン検査パッケージ制度又は対象者全員検査等においてのみ用いられるものであり、診断結果を示すものではありません。

なお、PCR検査等にあつては、医療機関においては医師の判断で検査結果に基づき確定診断をすることが可能です。また、検査機関等の連携医療機関を受診

した場合は、再検査が不要となることがあります。

Q1-28 抗原定性検査を実施する場合、研究用キットを使用して、結果通知書を発行してよいですか。

使用できる製品は、体外診断用医薬品として厚生労働省から承認を受けたものに限ります。研究用のキットは使用できません。

なお、唾液を検体とした抗原定性検査キットについては、厚生労働省から承認を受けたものであっても、無料検査事業においては使用が認められていません。

Q1-29 無料検査対象外の人に対して有料で検査を受け付けてよいですか。

有料で検査を受け付けていただいて構いません。

ただし、受検者に対し、無料検査対象外のため有料で実施する旨を十分説明してください。また、その際は検査実施事業費補助金の対象とはなりません。

Q1-30 有料で検査をした場合、料金は決まっていますか。

有料で実施した場合の金額は定めていません。各事業者で設定してください。

Q1-31 週次報告の入力画面にたどり着けません。

登録時にお送りした PDF（別紙 2 検体採取の立会い等又は検査の実施に当たって遵守していただきたいこと）から URL をブラウザの URL 入力欄にコピー＆ペーストすると、パソコンの環境によっては「-」（半角マイナス）の記号が貼り付けされずに抜け落ちてしまい、ながの電子申請サービスの週次報告手続き申込ページにアクセスできないことがあるようですので、ご確認ください。

また、QR コードを読み込み、スマートフォンからのアクセスをお試しいたください。

なお、県側で報告用フォームの修正を行った場合には、上記 URL の末尾の数字が変更されますが、旧 URL を入力した場合や旧 QR コードを読み込んだ場合でも、修正後の新しい URL（登録用フォーム）に自動転送されます。

Q1-32 週次報告用の ID とパスワードが分かりません。

週次報告については、ID とパスワードの登録の必要はありません。ながの電子申請サービスのページで最初に表示される画面で、「利用者登録せずに申し込む方はこちら」を選び、次の手続説明の画面で利用規約に同意していただき、次の利用者 ID 入力の画面で「メールアドレスを入力」していただく必要があります。

この後、上記で入力したメールアドレスに、報告入力の画面の URL が記載さ

れたメールが届きます。

2 補助金の交付（検査実施事業者向け）

Q2-1 無料検査用に購入した検査キットが余っている場合には、当該検査キットの購入費は補助金の交付対象になりますか。

ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業及び感染拡大傾向時の一般検査事業は、検査を実施した実績に対して補助金を交付するものですので、検査に使用せず検査実施事業者の在庫として残っている分については補助金の交付対象にはなりません。

Q2-2 登録完了通知書が発行される前に購入した検査キットを使用して検査を実施しても、補助金の対象となりますか。

登録完了後に検査に使用する検査キットは、薬事承認されたものであるなど検査への使用要件を満たすもので、使用期限内であれば、登録完了前に購入したものを使用しても、検査の実績に基づき補助金の対象となり得ます。

Q2-3 有料検査で受け付けた場合、補助金の申請は可能ですか。

有料検査の場合は、無料検査実施事業費補助金の対象とはなりません。

Q2-4（再掲 1-18） 検査に必要となる費用が補助上限単価を超えた場合、受検者に対し費用負担を求めてもよいですか。

上限額を超えた場合は事業者負担となります。

なお、本事業において受検者に負担を求めることはできません。検査経費について、受検者に一部でも自己負担を求めた場合には、補助金の交付対象外の検査＝自費負担の検査となります。

Q2-5 1回当たりの検査キット原価の上限額が、令和4年4月1日、7月1日、9月1日に変更されていますが、上限額は、仕入日、検査実施日のうち、いずれを基準として判断すべきですか。

検査キット原価の上限額は、仕入日を基準として判断してください。

なお、その他経費の上限額は、検査実施日を基準として判断してください。

Q2-6 令和4年9月1日以降における1回当たりの「検査キット原価」及び「その他経費」の上限額を算出する際に、「検査回数」及び「月換算」について、どのように考えればよいですか。

上限額の算出に当たっては、検査の拠点（事業所）ごとの無料検査事業において実施した全ての検査を対象とし、当該拠点が検査の拠点として稼働した日（営

業日)を基準としてください。

具体的には、様式第6号-1により、一月の全検査件数をその月の営業日数で除し、1日当たりの検査件数を求めます。1日当たりの検査件数が50件を超える場合は、その他経費の上限額(基準額)が一月の中で変わりますので、様式第6号-2により計算します。

このとき、PCR検査の検査費用単価(キット単価)に係る上限額も、一月の中で変わる可能性がありますので、併せて様式第6号-2により計算を行います。

様式第6号-1で計算した結果、1日当たりの検査件数が50件を超えなかった場合は、上限額が一月の中で変わることはありませんので、様式第6号-2の提出は不要です。

Q2-7(再掲 1-20) 検査キットの流通状況により、実施計画書に記載した以外の検査キットを入手し、検査を実施する場合には、実施計画の変更が必要ですか。

当該検査キットが薬事承認されたものであるなど検査への使用要件を満たすものであれば、実施計画の変更申請は不要です。

ただし、検査キットの仕入れ価格(単価)が、補助金の上限を超える分については、補助金の支給対象とはなりませんのでご注意ください。

Q2-8(再掲 1-21) オンライン方式のときに、相手側の突然のキャンセル等で立会いが実施できなくなる場合が想定されますが、その場合はどのように取り扱われますか。また、どのような対応が想定されますか。

無料検査の対象となる検査は、立会いを条件としているため、立会いが実施できなくなった場合は、補助金交付の対象外となります。

オンライン方式で実施する場合は、デポジット方式や立会い不実施の場合の求償など、各実施事業者において工夫してください。

Q2-9(再掲 1-25) 検査結果(PCR等、抗原簡易キット)が判定不能となり、再検査を行った場合、補助金の申請時は合計数で計上できますか。

1回目の検査で判定不能の結果が出たのち、再検査を行った場合には、1回目と再検査のそれぞれについて1件として実施件数を計上してください。

なお、申込書は補助金交付申請の際の証拠書類となりますので、補助金の適正な申請を担保するために、再検査を行う場合には無料検査申込書を改めて作成してください。(この方法によれない場合には、1回目の検査申込書に判定不能

により2回目の検査が必要になった旨を、分かりやすく記載しておいてください。)

Q2-10 無料検査申込書はかなりの枚数になりますが、全て写しを作成して提出しなければいけませんか。

令和4年4月以降に実施した無料検査に関する補助金申請分から、無料検査申込書の写しの添付は求めないことといたしました。検査件数につきましては、毎週ご報告いただいている週次報告の件数で確認します。

なお、国の実施要領により、無料検査申込書等実績報告書に係る証拠書類は、5年間の保存が義務付けられており、必要に応じて内容を確認させていただく場合がありますので、適切に保管してください。

Q2-11 検査結果（PCR等、抗原簡易キット）が判定不能となり再検査を行った場合、補助金申請における検査件数と、週次報告の件数が一致しませんが、それでもよいですか。

検査結果が判定不能となり再検査を行った場合、補助金申請においては、1回目と再検査のそれぞれについて、1件として件数を計上しますが(Q2-8参照)、週次報告では検査者の数であるため、再検査の回数も含めて、全体で1件として報告します。

よって、判定不能による再検査を行った場合、補助金申請の実施件数と週次報告の件数が一致しないこととなりますが、その場合は、補助金申請における様式第4号-1又は様式第4号-2において、当該受験者の枠外に、再検査を実施した旨を記載して提出してください。

Q2-12 補助金の検査体制整備分について、無料検査事業の募集前に購入した備品等を無料検査事業のために使用する場合、その購入費用は対象となりますか。

無料検査の実施にあたり新たに整備したものが対象となるため、無料検査事業の登録前に既に購入していた備品などは、対象外となります。

また、検査実施事業者としての登録後に購入したものであっても、無制限に補助金の検査体制整備分の対象となるものではありません。当該備品等の必要性、購入の合理性等を踏まえ、補助金の対象とし得るかを補助金の交付申請の際に判断します。

Q2-13 補助金の検査体制整備分に関して、実施事業者がPCR検査機器等高額な設備などを整備する際に、留意すべきことは何ですか。

検査実施事業者がPCR検査機器などの高額な設備等を整備する場合には、基本的にリースで整備することとしてください。

また、専ら他の事業のために当該設備を使用すると認められる場合には、県の判断により、補助金等の全部又は一部を支給しないことや、いったん支給した補助金の返還を求めることがあります。

Q2-14 補助金の検査体制整備分に関して、既に令和3年度分としての体制整備費の交付を受けていますが、令和4年度も体制整備費の交付を申請することができますか。

補助金の体制整備費分は、本事業の開始に当たって実施事業者の初期費用を補助することを目的としているため、既に、事業に登録した日を含む期間に関する本事業の補助金の交付を受けている場合は、その後、体制整備費に関する補助金の交付申請は行えません。

よって、令和3年度に登録した事業者は、基本的には、令和4年度に体制整備費の交付を申請することはできませんが、次のような場合は申請することができます。

- (1) 検査を行う事業所を追加した場合（事前に事業登録の変更手続き要）
- (2) 検体採取場所を追加で設置する場合等特別な理由があると認められる場合（事前相談要）
- (3) 機器や設備をリースで整備している場合（ただし、補助対象期間は無料検査期間のみです。）

ただし、(2)及び(3)の場合の補助基準額は、70万円（もしくは130万円）から、それまでに当該事業所が交付を受けた体制整備費の額を減じた額とします。（補助基準額の詳細については、長野県ワクチン・検査パッケージ定着促進等事業補助金交付要綱第4条及び別表を参照願います。）

Q2-15 補助金の検査体制整備分の交付申請に際して必要となる添付書類は何ですか。

検査体制整備のために支出した物品等の内訳が分かる領収書を添付してください。領収書で内訳が判然としない場合は、納品書など支出内容が分かる資料を添付してください。

また、物品の写真の添付を求めることがありますので、準備をお願いします。

添付書類は、PDF化して電子メールに添付するか、コピーしたものを郵送してください。

3 無料検査の受検（主に検査を受ける方向け）

Q3-1 検査結果の「有効期限」は何日ですか。

PCR 検査等および抗原定量検査は、検体採取日+3日です。
抗原定性検査（簡易キット）は、検体採取日+1日です。

Q3-2 「無症状者」が対象とありますが、症状とは具体的にどのような症状ですか。

新型コロナウイルス感染症を疑う症状としては、発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感（全身のだるさ）、咽頭痛（のどの痛み）、鼻汁・鼻閉（鼻水・鼻づまり）、頭痛、関節痛・筋肉痛、下痢、嘔気（吐き気）・嘔吐などが挙げられます。このような症状がある方は無料検査を受検することはできません。

Q3-3 陽性者に接触した場合でも、症状がなければ無料検査を受検できますか。

保健所から濃厚接触者であると判定されていたり、濃厚接触の可能性のある場合は、この無料検査の対象外です。

Q3-4 濃厚接触者ですが、無料検査を受けることができますか。

濃厚接触者の方には、保健所の指示により行政検査（費用の負担はありません）を受検いただく場合がありますので、保健所の指示に従ってください。

また、濃厚接触者には、待機期間（外出を自粛する期間）が示されます。感染拡大防止の観点から、その待機期間中に外出して、無料検査を受検することはお断りしています。

Q3-5 濃厚接触者としての待機期間が終わりましたが、他者に感染させることが不安に感じる場合や、職場、取引先などから検査で陰性を確認するように求められている場合には、無料検査を受けることができますか。

濃厚接触者としての待機期間を終えた方について、陰性証明は必要ありませんが、感染リスクが高い環境にある等の理由により、感染していることに不安を感じる場合には、感染拡大傾向時の一般検査事業の対象となります。

Q3-6 ワクチンを3回接種済みですが、無料検査の対象となりますか。

令和4年4月1日以降、ワクチン検査パッケージ制度・対象者全員検査等定着促進事業により検査を希望する場合は、飲食、イベント、旅行・帰省、高齢者施設での面会等において、ワクチン接種歴や検査結果の確認が求められており、以

下の(1)～(3)のいずれかの要件に該当する場合に検査を受けることができます。

- (1) ワクチン3回目接種をしていない方(接種していない理由は問わない)
- (2) 「全員検査」の対象の方(ワクチン接種の有無に関わらず「検査での陰性結果」を相手方から求められている方)
- (3) 高齢者や基礎疾患がある方と接触するために検査が必要な方

なお、ワクチン検査パッケージ制度・対象者全員検査等定着促進事業に係る無料検査は、原則として抗原定性検査となりますが、以下のいずれかに該当する場合に限り、PCR検査等の利用も可能です。

- ・10歳未満が受検する場合
- ・高齢者や基礎疾患がある方と接触する予定がある場合

また、感染拡大傾向時の一般検査事業においては、ワクチン接種歴(接種回数)は問いません。

Q3-7 「地方公共団体や民間事業者等による検査結果確認の取組」に応じるために検査を受ける場合は、無料検査の対象となりますか。

当該民間事業者の取組が「ワクチン検査パッケージ制度又は対象者全員検査及び飲食、イベント、旅行等の活動に際して陰性の検査結果を確認する民間の取組」に該当する場合には、無料検査の対象となります。

Q3-8 「地方公共団体や民間事業者等による検査結果確認の取組」とは具体的にどのような取組が想定されますか。

「地方公共団体や民間事業者等による検査結果確認の取組」とは、飲食、イベント、旅行・帰省等の感染リスクの高いと考えられる場面・場所以外も含め、様々な場面・場所において、経済社会活動を回復・継続する取組として、ワクチン接種歴や検査結果の確認を行う取組のことであり、例えば、

- ・「飲食」では、大人数の会食、ホームパーティー等
- ・「イベント」では、小規模イベント、結婚式、成人式等
- ・「移動」では、都道府県間の旅行等
- ・「その他」では、高齢者施設での面会等

が想定されます。

また、こうした取組には、飲食店が陰性の検査結果を提示した客に対して割引や追加的なサービスを提供する取組なども含まれます。

Q3-9 帰省のために親族等から求めがあって検査を行う場合は無料検査の対象ですか。

ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業の無料検査の対象となります。

なお、感染拡大防止のため、できる限り、出発前にお住いの都道府県で検査の上、帰省するようお願いします。

Q3-10 イベントに参加するために、自己の意思で検査を受けたいが、イベント主催者から陰性結果を要求されていない。その場合は、無料検査の対象となりますか。

無料検査には、ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業における検査と、感染拡大傾向時の一般検査事業における検査がありますが、イベント主催者から陰性結果を要求されていない場合（イベント参加時に提示する必要がない場合）は、ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業に係る無料検査の対象とはなりません（主催者が求める場合でも、無料検査期間の終了後は、有料（金額は事業者が独自に設定）となります）。

なお、感染リスクが高い環境にある等の理由により、感染していることに不安を感じる場合には、感染拡大傾向時の一般検査事業としての無料検査の対象となります。

Q3-11 施設に入所している家族に面会する際に、本人や施設から陰性の検査結果を求められた場合は無料検査の対象となりますか。

高齢者や基礎疾患のある方と面会する場合には、ワクチンの接種歴にかかわらず、ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業の無料検査の対象となります。

Q3-12 長野県外に住んでいますが、無料検査の対象となりますか。

ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業においては、住所地を問いませんので、無料検査の対象となります。

他方、感染拡大傾向時の一般検査事業においては、長野県外在住の方は無料検査の対象とはなりません。

Q3-13 感染拡大傾向時の一般検査事業に係る無料検査は、住所地で受検する必要がありますか。

感染拡大傾向時の一般検査事業は、県知事の判断により、感染リスクが高い環境にある等の理由により感染不安を感じる県民のうち、無症状の方に対して、特

措法第 24 条第9項等に基づいて検査受検の要請を行い、要請に応じた住民の方への検査を無料化するものです。このため、要請対象となる住民は、住所地たる都道府県の検査実施場所において検査を受検する必要があるとされています。

なお、長野県内に住民票があることまでは必要ではなく、居住の実態があればよいとされています。

Q3-14 居住実態は長野県内ですが住民票がない場合は、何を本人確認書類とすればよいですか。

感染拡大傾向時の一般検査事業では、検査の対象者として、長野県内に居住実態がある必要があります。身分証明書等での住所確認ができる書類がない場合は、公共料金の請求書や郵便物など居住実態が分かるものを提示してください。

なお、ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業による無料検査を受ける場合は、長野県内居住であるか否かは問いません。

Q3-15 飲食、イベント又は旅行・帰省等の活動に際し、検査結果通知書を求められた場合でも、同時に感染拡大傾向時の一般検査事業に係る無料検査の要件に合致している場合は、一般検査事業として無料検査を受けることはできますか。

長野県で感染拡大傾向時の一般検査事業が実施されている場合は、長野県民であり感染不安を感じる無症状者であれば、飲食、イベント又は旅行・帰省等の活動に際し、検査結果通知書を求められた方を含めて、一般検査事業としての無料検査を受けることができます。

Q3-16 無料検査はどこで受けられますか。

「検査実施事業者」として登録された医療機関、薬局、衛生検査所等で受けることが可能です。長野県ホームページの「検査実施事業者一覧表」をご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kansensho-taisaku/vtp/kensa.html>

Q3-17 ドライブスルー方式で検査している事業者では、自動車がないと検査を受けられないのですか。

無料検査の実施にあたっては、プライバシーへの配慮や感染対策のため、隔離された検体採取場所を用意して実施することとなっています。

また、隔離された検体採取場所を店内等に用意できない事業者においては、検査を受ける方の自動車内で検体を採取することとして、検査を行うことも可能としています。この方法をドライブスルー方式と呼んでいます。

ドライブスルー方式を採用されている事業者においては、自動車でお越しいただかないと検査ができませんので、自動車の利用が難しい場合には、大変ご面倒ではございますが近隣の他の検査実施事業者の検査拠点をご利用いただきますようお願いいたします。

なお、飛沫の発生等による感染対策のため、オープンカーや自動二輪車ではドライブスルー方式による検査を利用できません。また、タクシーの利用もお止めください。

Q3-18 PCR 検査の際には、スマートフォンや電子メールアドレスが必要なのですか。

PCR 検査の際にスマートフォンや電子メールアドレスを必要としている検査実施事業者があります。

検査の実施方法は、各検査実施事業者により異なりますので、検査の際に何が必要となるかについては、あらかじめ各検査実施事業者にご確認ください。

スマートフォンをお持ちでないなど、ご自身の条件に合わない場合には、大変ご面倒ではございますが、近隣の他の検査実施事業者の検査拠点をご利用いただきますようお願いいたします。

Q3-19 未就学児（概ね6歳未満）は、無料検査の対象ですか。

国の「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」において、未就学児（概ね6歳未満）については同居する親等の監護者が同伴する場合には、行動制限を緩和する上で、検査不要とされています。

感染拡大傾向時の一般検査事業においては、長野県内在住で感染の不安がある場合は、未就学児も無料検査の対象となりますが、未就学児は検体を自分で採取できないことが多いと思われます。

病院や診療所以外の無料検査実施事業者では、事業者が検体を採取することはできませんので、監護者の責任において採取するか、検体採取の際に事故がないよう、病院又は診療所である無料検査実施事業者を選び、相談してください。

または、無料検査実施事業者でなくとも、かかりつけ医などに相談し、有料の検査を受検することを検討してください。

Q3-20 本人確認書類（身分証明書）とは具体的に何ですか。

運転免許証、マイナンバーカード等の公的証明書その他、健康保険証や学生証等を含みます。

Q3-21 PCR 検査の結果はいつ出ますか。

検体採取後、概ね 1～2 日後に結果通知となる場合がほとんどですが、感染拡大時には滞ることも予想されます。実施時期の感染拡大状況や実施事業者によって異なりますので、各事業者にお問合せください。

Q3-22 抗原定性検査（簡易キット）の結果はいつ出ますか。

抗原定性検査（簡易キット）は当日（30 分程度後）に結果が判明します。具体的な所要時間等につきましては各事業者にお問合せください。

Q3-23 「感染状況が拡大傾向にある時」の一般検査事業を開始する時期や、一般検査事業を終了する時期はいつですか。どのように周知されますか。

感染状況が拡大傾向にあることや、法に基づく県民への受検要請（特措法 24 条 9 項等の発出）は知事の判断となります。

一般検査事業の開始時期及び終了時期については、長野県のホームページ等でお知らせするほか、検査実施事業者には通知します。

Q3-24 会社等、事業者として、職員に定期的に受検させることは可能ですか。

会社等が事業または福利厚生等の一環として実施する検査は対象外となります。

ただし、感染状況が拡大傾向にある時の一般検査事業は、知事の要請に基づき、感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる無症状の県民が受検する費用が無料となるため、従業員個人が要件を満たしている場合は対象となります。

Q3-25 無料検査は、この先いつまで受けることができますか。

無料検査には、ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業に係る無料検査と、感染拡大傾向時の一般検査事業に係る無料検査がありますが、それぞれ実施期間については、長野県のホームページなどでご案内します。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kansensho-taisaku/vtp/kensa.html>

Q3-26 無料検査を受検したところ、診断書は有料だといわれましたが、なぜですか。

検査実施事業者のうち、病院等と提携している一部の薬局においては、無料検査の結果に基づいて診断書を発行することができますので、検査実施事業者に直接ご確認ください。

検査結果通知書に記載された結果を確定診断として取り扱うことはできませんが、PCR 検査等（LAMP 法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。）による検査結果については、医師が自らの診断に基づき、確定診断を行うことは可能であるとされており、この診断は無料検査の結果を利用して行われる別の医療行為であるため、無料検査の枠外となります。

診断書が必要でない場合には、無料で作成される「検査結果通知書」を利用してください。